

同志社校友会（現在）	制定（案）	備考
<p>「個人情報の保護に関する法律」の施行にともない、校友会では、校友会員の個人情報の取り扱いについて「個人情報保護の基本方針」を定め、個人情報の適正な管理と保護に努めてまいります。</p> <p>同志社校友会個人情報保護の基本方針</p> <p>同志社校友会は「個人情報の保護に関する法律」（以下、「法律」という）ならびに同志社校友会が定める「同志社校友会個人情報保護に関する規程」に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めてまいります。</p> <p>同志社校友会は、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の不正使用や流出を防ぎ適切に使用していくため、「同志社校友会個人情報保護に関する規程」に従い、適正な保護管理に努めます。</p> <p>個人情報の収集と利用目的</p> <p>個人情報の収集は、同志社校友会の活動目的を達成するために必要最少限の範囲内で、適正かつ公正な手段により行います。ただし、本人の同意がある場合や法令の規定に基づく場合等はこの限りではありません。</p> <p>個人情報を利用する業務の範囲は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同志社校友会会則で定める目的達成に関する事業・業務 <p>個人情報の管理、利用および提供または共同利用</p> <p>同志社校友会が保有する個人情報については管理責任者を置き、漏洩、滅失および改ざんを防止するために安全保護に努め、必要な措置を講じます。また、個人情報は定められた利用目的の範囲を超えて利用すること、および同志社校友会以外の第三者に提供することはありません。ただし、本人の同意がある場合や法令の規定に基づく場合等は除きます。</p> <p>個人情報の開示および訂正等の請求手続</p> <p>自己に関する個人情報の開示、訂正または削除等の請求については、同志社校友会で受け付けます。原則として、本人から書面による請求があり、正当な理由であると個人情報保護管理者が認めた場合に請求に応じます。</p> <p>個人データの共同利用について</p> <p>同志社校友会は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に個人データを提供することはありません。ただし、「個人情報の保護に関する法律第23条第1項」又は「同志社校友会個人情報保護に関する規程第8条」に該当する場合はこの限りではありません。</p>	<p><u>同志社校友会栃木県支部個人情報保護について</u></p> <p>「個人情報の保護に関する法律」の施行にともない、<u>同志社校友会栃木県支部</u>では、校友会員の個人情報の取り扱いについて「個人情報保護の基本方針」を定め、個人情報の適正な管理と保護に努めてまいります。<u>なお、「基本方針」及び「規定」は、同志社校友会の「基本方針」及び「規定」に準拠しています。</u></p> <p>同志社校友会<u>栃木県支部</u>個人情報保護の基本方針</p> <p>同志社校友会<u>栃木県支部（以下「本会」という）</u>は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「法律」という）及び<u>本会</u>が定める「同志社校友会個人情報保護に関する規程」に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めてまいります。</p> <p><u>本会</u>は、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の不正使用や流出を防ぎ適切に使用していくため、「同志社校友会<u>栃木県支部</u>個人情報保護に関する規程」に従い、適正な保護管理に努めます。</p> <p>個人情報の収集及び利用目的</p> <p>個人情報の収集は、<u>本会</u>の活動目的を達成するために必要最少限の範囲内で、適正かつ公正な手段により行います。ただし、本人の同意がある場合や法令の規定に基づく場合等はこの限りではありません。</p> <p>個人情報を利用する業務の範囲は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>本会</u>会則で定める目的達成に関する事業・業務 <p>個人情報の管理及び利用</p> <p><u>本会</u>が保有する個人情報については管理責任者を置き、漏洩、滅失及び改ざんを防止するために安全保護に努め、必要な措置を講じます。また、個人情報を利用目的の範囲内で利用し、これを超えては利用しません。</p> <p>個人情報の開示及び訂正等の請求手続</p> <p>自己に関する個人情報の開示、訂正又は削除等の請求については、<u>本会</u>で受け付けます。原則として、本人から書面による請求があり、正当な理由であると個人情報保護管理者が認めた場合に請求に応じます。</p> <p>個人データの第三者への提供</p> <p><u>本会</u>は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に個人データを提供することはありません。ただし、「個人情報の保護に関する法律第23条第1項」又は「同志社校友会<u>栃木県支部</u>個人情報保護に関する規程第7条」に該当する場合はこの限りではありません。</p>	

同志社校友会（現在）	制定（案）	備考								
<p><u>なお、同志社校友会は、利用目的の達成に必要な範囲において、法律第23条第5項第3号に基づき、同志社の経営する、同志社大学、同志社中学校・高等学校、同志社香里中学校・高等学校、同志社国際中学校・高等学校、同志社小学校、同志社国際学院初等部・国際部との間で、個人情報の共同利用を行います。</u></p> <p>共同利用先においては、当該個人データの紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の不正な取扱いがなされないように、双方で覚書を交わす他、適切かつ厳正な管理を行います。</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>「同志社東京校友会個人情報保護の基本方針」に準じる</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="189 499 507 579"><u>利用目的</u></td> <td data-bbox="507 499 1326 579"><u>同志社校友会会則で定める目的達成に関する事業・業務（広報誌の送付、総会・イベント等の案内などのため）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 579 507 659"><u>共同利用される個人データの項目</u></td> <td data-bbox="507 579 1326 659"><u>卒業生本人の氏名、学生ID、連絡先（郵便番号、住所、電話番号、E-mail アドレス）、卒業学部（研究科）、卒業（修了）年月</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 659 507 718"><u>共同利用の手段又は方法</u></td> <td data-bbox="507 659 1326 718"><u>同志社校友会が定めるセキュリティを確保した方法による</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 718 507 756"><u>個人情報保護管理者</u></td> <td data-bbox="507 718 1326 756"><u>同志社校友会会長</u></td> </tr> </table>	<u>利用目的</u>	<u>同志社校友会会則で定める目的達成に関する事業・業務（広報誌の送付、総会・イベント等の案内などのため）</u>	<u>共同利用される個人データの項目</u>	<u>卒業生本人の氏名、学生ID、連絡先（郵便番号、住所、電話番号、E-mail アドレス）、卒業学部（研究科）、卒業（修了）年月</u>	<u>共同利用の手段又は方法</u>	<u>同志社校友会が定めるセキュリティを確保した方法による</u>	<u>個人情報保護管理者</u>	<u>同志社校友会会長</u>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>「同志社東京校友会個人情報保護の基本方針」に準じる</p>
<u>利用目的</u>	<u>同志社校友会会則で定める目的達成に関する事業・業務（広報誌の送付、総会・イベント等の案内などのため）</u>									
<u>共同利用される個人データの項目</u>	<u>卒業生本人の氏名、学生ID、連絡先（郵便番号、住所、電話番号、E-mail アドレス）、卒業学部（研究科）、卒業（修了）年月</u>									
<u>共同利用の手段又は方法</u>	<u>同志社校友会が定めるセキュリティを確保した方法による</u>									
<u>個人情報保護管理者</u>	<u>同志社校友会会長</u>									
<p><u>利用を停止するための請求手続</u></p> <p><u>上記団体への自己に関する個人データの提供または利用停止の請求をする場合の手続きは、以下のとおりです。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>「同志社東京校友会個人情報保護の基本方針」に準じる</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="189 987 507 1113"><u>提出書類</u></td> <td data-bbox="507 987 1326 1113"><u>(1) 自己に関する個人情報（提供停止）請求書</u> <u>(2) 本人確認のための書類（運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証など）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 1113 507 1197"><u>提出先</u></td> <td data-bbox="507 1113 1326 1197"><u>同志社校友会へ請求者となる卒業生が直接、手続きを行ってください。</u></td> </tr> </table>	<u>提出書類</u>	<u>(1) 自己に関する個人情報（提供停止）請求書</u> <u>(2) 本人確認のための書類（運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証など）</u>	<u>提出先</u>	<u>同志社校友会へ請求者となる卒業生が直接、手続きを行ってください。</u>						
<u>提出書類</u>	<u>(1) 自己に関する個人情報（提供停止）請求書</u> <u>(2) 本人確認のための書類（運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証など）</u>									
<u>提出先</u>	<u>同志社校友会へ請求者となる卒業生が直接、手続きを行ってください。</u>									
<p>同志社校友会個人情報保護に関する規程</p> <p>2005年5月12日制定</p> <p>2012年4月18日改定</p> <p>2019年2月7日改定</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、同志社校友会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、個人情報の取得、利用、保管に関する本会の責務を明確にするとともに、個人情報の適正な保護に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、「個人情報」とは、同志社校友会の会員に関する情報であって、本会が業務上取得又は作成したもののうち、特定の個人が識別されうるものをいう。</p> <p>2 この規程において、「情報主体」とは、個人情報から識別される又は識別されうる個人をいう。</p> <p>（責務）</p>	<p>同志社校友会<u>栃木県支部</u>個人情報保護に関する規程</p> <p><u>2022年6月12日制定</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、同志社校友会<u>栃木県支部</u>（以下「本会」という。）が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、個人情報の取得、利用、保管に関する本会の責務を明確にするとともに、個人情報の適正な保護に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、「個人情報」とは、<u>本会</u>の会員に関する情報であって、本会が業務上取得又は作成したもののうち、特定の個人が識別されうるものをいう。</p> <p>2 この規程において、「情報主体」とは、個人情報から識別される又は識別されうる個人をいう。</p> <p>（責務）</p>									

同志社校友会（現在）	制定（案）	備考
<p>第3条 本会は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の収集又は利用を行うにあたっては、情報主体の基本的人権を尊重し、プライバシーの保護に努めなければならない。</p> <p>2 本会の役員並びに事務員は、業務上知り得た個人情報の内容を漏えい等又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>3 前項は、役員・事務員がその立場(地位)でなくなった場合においても適用されるものとする。</p> <p>(個人情報保護委員会の設置)</p> <p>第4条 個人情報の保護を適正に行うため、同志社校友会個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 前項の当委員会の委員は、運営委員とする。</p> <p>(管理者の設置)</p> <p>第5条 本会は、この規程の目的を達成するために、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。</p> <p>2 前項の管理者は、<u>同志社校友会会長</u>（以下「<u>会長</u>」）とする。</p> <p>3 管理者は、所管の個人情報の取扱いに関し、<u>同志社の経営する、同志社大学、同志社中学校・高等学校、同志社香里中学校・高等学校、同志社国際中学校・高等学校、同志社小学校、同志社国際学院初等部・国際部</u>（以下「<u>同志社各学校</u>」）又は当委員会から助言又は指導等があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(収集の制限及び方法)</p> <p>第6条 個人情報の収集は、本会の業務に必要な範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な最小限度の範囲で行わなければならない。</p> <p>2 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段により、情報主体から直接に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第三者から収集することができる。</p> <p>(1) 情報主体の同意がある場合</p> <p>(2) 個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合</p> <p>(3) 法令に基づく場合</p> <p>(4) 本会の定める規定によって収集する場合</p> <p>3 個人情報を第三者から収集する場合には、情報主体の権益及びプライバシーを侵害しないよう、十分に留意しなければならない。</p> <p>4 個人情報の収集は、思想、信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項について、いかなる理由があっても行ってはならない。</p> <p>(<u>共同利用</u>)</p> <p><u>第7条 本会は、個人情報を同志社各学校との間で共同して利用できるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、本会は、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ、情報主体に通知し、又は情報主体が容易に知り得る状態に置かなければならない。</u></p>	<p>第3条 本会は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の収集又は利用を行うにあたっては、情報主体の基本的人権を尊重し、プライバシーの保護に努めなければならない。</p> <p>2 本会の役員及び事務員は、業務上知り得た個人情報の内容を漏えい等又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>3 前項は、役員・事務員がその立場(地位)でなくなった場合においても適用されるものとする。</p> <p>(個人情報保護委員会の設置)</p> <p>第4条 個人情報の保護を適正に行うため、<u>本会</u>個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 前項の当委員会の委員は、運営委員とする。</p> <p>(管理者の設置)</p> <p>第5条 本会は、この規程の目的を達成するために、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。</p> <p>2 前項の管理者は、<u>本会支部長</u>（以下「<u>支部長</u>」）とする。</p> <p>3 管理者は、所管の個人情報の取扱いに関し、<u>同志社校友会</u>又は当委員会から助言又は指導等があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(収集の制限及び方法)</p> <p>第6条 個人情報の収集は、本会の業務に必要な範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な最小限度の範囲で行わなければならない。</p> <p>2 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段により、情報主体から直接に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第三者から収集することができる。</p> <p>(1) 情報主体の同意がある場合</p> <p>(2) 個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合</p> <p>(3) 法令に基づく場合</p> <p>(4) 本会の定める規定によって収集する場合</p> <p>3 個人情報を第三者から収集する場合には、情報主体の権益及びプライバシーを侵害しないよう、十分に留意しなければならない。</p> <p>4 個人情報の収集は、思想、信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項について、いかなる理由があっても行ってはならない。</p> <p>(<u>削除</u>)</p>	<p>「同志社東京校友会個人情報保護の基本方針」に準じる</p>

同志社校友会（現在）	制定（案）	備考
<p><u>（１）個人情報を共同利用する旨</u> <u>（２）共同利用する個人情報の項目</u> <u>（３）共同利用する者の範囲</u> <u>（４）共同利用する者の利用目的</u> <u>（５）共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名</u> <u>３ 本会は、情報主体から管理者に対して、所定の手続きにより自己に関する個人情報の共同利用の停止の請求があった場合には、当該個人情報の共同利用を停止する。</u></p> <p>（利用及び提供の制限） 第 8 条 収集した個人情報は、定められた利用目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 （１）情報主体の同意がある場合 （２）個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合 （３）法令に基づく場合</p> <p>（適正管理） 第 9 条 管理者は、個人情報の安全保護及び信頼性を確保するため、所管の個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。 2 管理者は、所管の個人情報を、その目的に応じ、正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。 3 管理者は、保有する必要がなくなった所管の個人情報を確実かつ迅速に破棄又は消去しなければならない。</p> <p>（外部への持ち出し） 第 10 条 個人情報を外部に持ち出してはならない。ただし、管理者が、許可した場合及び個人情報を使用する業務を外部の者に委託する場合は、この限りではない。 2 前項の委託をする場合は、委託業者と個人情報の保護に関する必要な事項について、契約しなければならない。</p> <p>（開示請求及び開示制限） 第 11 条 情報主体は、本会が保有する自己に関する個人情報について、管理者に開示を請求できる。 2 前項の請求があった場合は、管理者は当該個人情報を開示しなければならない。ただし、開示しないことに正当な理由があると認められる場合は、その理由を文書で通知することにより、個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>（訂正又は削除） 第 12 条 情報主体は、自己に関する個人情報に誤りがあると認められる場合、管理者にその箇所の訂正又は削除を文書により請求することができる。</p>	<p>（利用及び提供の制限） 第 7 条 収集した個人情報は、定められた利用目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 （１）情報主体の同意がある場合 （２）個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合 （３）法令に基づく場合</p> <p>（適正管理） 第 8 条 管理者は、個人情報の安全保護及び信頼性を確保するため、所管の個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。 2 管理者は、所管の個人情報を、その目的に応じ、正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。 3 管理者は、保有する必要がなくなった所管の個人情報を確実かつ迅速に破棄又は消去しなければならない。</p> <p>（外部への持ち出し） 第 9 条 個人情報を外部に持ち出してはならない。ただし、管理者が許可した場合及び個人情報を使用する業務を外部の者に委託する場合は、この限りではない。 2 前項の委託をする場合は、委託業者と個人情報の保護に関する必要な事項について、契約しなければならない。</p> <p>（開示請求及び開示制限） 第 10 条 情報主体は、本会が保有する自己に関する個人情報について、管理者に開示を請求できる。 2 前項の請求があった場合は、管理者は当該個人情報を開示しなければならない。ただし、開示しないことに正当な理由があると認められる場合は、その理由を文書で通知することにより、個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>（訂正又は削除） 第 11 条 情報主体は、自己に関する個人情報に誤りがあると認められる場合、管理者にその箇所の訂正又は削除を文書により請求することができる。</p>	<p>以下、条文番号繰り上げ</p>

同志社校友会（現在）	制定（案）	備考
<p>2 前項の請求があった場合は、管理者は遅滞なく調査・確認のうえ、必要な措置を講じ、その結果を情報主体に文書により通知しなければならない。訂正又は削除に応じられないときは、その理由を文書により通知しなければならない。</p> <p>（利用の停止等）</p> <p>第 13 条 情報主体は、本会が所有する自己に関する個人情報、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われていると認められる場合、又は不正な手段によって取得されていると認められる場合は、管理者に文書でその利用の停止又は消去を請求することができる。</p> <p>2 情報主体は、本会が所有する自己に関する個人情報、不当に第三者に提供されていると認められる場合は、管理者に文書で第三者への提供の停止を請求することができる。</p> <p>3 管理者は前 2 項の請求があった場合は、遅滞なく調査・確認のうえ、必要な措置を講じ、その結果を情報主体に文書により通知しなければならない。</p> <p>（不服の申立て）</p> <p>第 14 条 情報主体は、自己の個人情報に関し、第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 3 項に規定する請求に基づいてなされた措置について不服がある場合には、当委員会に対し、文書で不服の申立てをすることができる。</p> <p>2 当委員会は、前項の規定による不服の申立てを受けたときは、すみやかに審議・決定し、その結果を情報主体に文書で通知しなければならない。</p> <p>（報告）</p> <p>第 15 条 本会での個人情報の取扱いに関し、漏えい又は改ざん等の事故が発生した場合には、遅滞なく <u>会長、当委員会並びに当該事故に係る個人情報提供学校</u>に報告しなければならない。</p> <p>（規程の改廃）</p> <p>第 16 条 この規程の改廃は、本会の運営委員会において決定するものとし、決定がなされた場合、同委員会は遅滞なく本会理事会並びに同志社各学校に報告しなければならない。</p> <p>附則</p> <p><u>1 この規程は、2005年5月12日から施行する。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この規程は、2012年4月18日から施行する。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この規程は、2019年2月8日から施行する。</u></p>	<p>2 前項の請求があった場合は、管理者は遅滞なく調査・確認のうえ、必要な措置を講じ、その結果を情報主体に文書により通知しなければならない。訂正又は削除に応じられないときは、その理由を文書により通知しなければならない。</p> <p>（利用の停止等）</p> <p>第 12 条 情報主体は、本会が所有する自己に関する個人情報、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われていると認められる場合、又は不正な手段によって取得されていると認められる場合は、管理者に文書でその利用の停止又は消去を請求することができる。</p> <p>2 情報主体は、本会が所有する自己に関する個人情報、不当に第三者に提供されていると認められる場合は、管理者に文書で第三者への提供の停止を請求することができる。</p> <p>3 管理者は前 2 項の請求があった場合は、遅滞なく調査・確認のうえ、必要な措置を講じ、その結果を情報主体に文書により通知しなければならない。</p> <p>（不服の申立て）</p> <p>第 13 条 情報主体は、自己の個人情報に関し、第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 3 項に規定する請求に基づいてなされた措置について不服がある場合には、当委員会に対し、文書で不服の申立てをすることができる。</p> <p>2 当委員会は、前項の規定による不服の申立てを受けたときは、すみやかに審議・決定し、その結果を情報主体に文書で通知しなければならない。</p> <p>（報告）</p> <p>第 14 条 本会での個人情報の取扱いに関し、漏えい又は改ざん等の事故が発生した場合、<u>管理者は、遅滞なく支部長及び当委員会に報告</u>しなければならない。</p> <p>（規程の改廃）</p> <p>第 15 条 この規程の改廃は、本会の運営委員会において決定するものとし、決定がなされた場合、同委員会は遅滞なく本会理事会に報告しなければならない。</p> <p>附則</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 この規程は、2022年6月12日から施行する。</u></p> <p><u>2 第 4 条で定める「当委員会」は本会理事会、「運営委員」はその役員全員とする。</u></p>	